

忠岡町消防本部 AED 利活用プロジェクト登録規約

1 登録の目的

忠岡町内に設置されている自動体外式除細動器（以下「AED」という。）について、「忠岡町消防本部 AED 利活用プロジェクト」を立ち上げ、維持管理体制の確立及び広く住民に情報提供し、緊急時における AED の使用を促進することで、住民の救命率・社会復帰率の更なる向上を図ります。

2 登録後の協力内容

- (1) AED プロジェクト設置施設（以下「設置施設」という。）は、忠岡町消防本部（以下「消防本部」という。）が実施する定期的な維持管理調査等にご協力ください。
- (2) 貸し出し可かつ情報公開可と登録された設置施設に対し消防本部よりステッカーを配付しますので、住民の目につきやすい位置に掲示してください。
- (3) 貸し出し可と登録された設置施設の周辺で AED を必要とする事案が発生し、AED 貸し出しの申し出があった場合は AED を貸し出してください。
- (4) 貸し出し可で消防指令システムに登録された設置施設の情報は、119 番通報受信時、必要に応じて通報者に提供されます。
- (5) 情報公開可で登録された設置施設の情報は、忠岡町ホームページや広報物により公開します。

3 登録 AED の維持管理等

設置施設の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、次の事項を履行するよう努めてください。

- (1) 応急手当に必要な知識及び技能の習得と維持のため、従業員や職員に応急手当に関する講習を定期的に受講させる。
- (2) AED を定期的（概ね 1 カ月単位以内）に点検し、適切な維持管理を行う。
- (3) AED の紛失・盗難・故障・破損（以下「紛失等」という。）を防ぐために十分な措置を講じ、紛失等があった場合は当該所有者等が対応する。
- (4) AED を使用した場合は、当該所有者等が消耗品を補充する（「5 電極パッドの配付」に該当する場合を除く。）。

4 登録情報の変更又は取り消し

登録した情報（設置場所や使用期限など）に変更が生じた場合又は AED の廃棄等により登録の取消しを希望する場合は、警防課にその旨を連絡してください。

5 電極パッドの配付

救急隊が出場した事案において、設置施設の AED が使用されたことにより電極パッドの交換を要する場合は、消防本部が適合するものを配付しますので、警防課に配付の申請をしてください。ただし、次のいずれかに該当する場合は配付対象外となります。

- (1) 設置施設の敷地内において、施設の従業員・職員又は施設利用者に対する救護を目的として AED を使用した場合
- (2) 仕様変更や生産終了等の理由により、適合する電極パッドが入手困難または入手不可能な場合
- (3) AED を使用したことに対する報酬又はそれに要した費用を、AED の借入者、傷病者、その関係者又はその他の機関に請求する場合
- (4) リース契約等、使用後に電極パッドが無償交換される場合

6 ステッカーの再配付

掲示しているステッカーが破損や劣化等により交換を要する場合は、警防課に再配付の申請をしてください。

7 その他

- (1) 本規約に記載された内容に反し、登録が適当でないと判断された場合は登録が抹消されることがあります。
- (2) 本規約は、警防課の判断により内容を変更する場合があります、変更した場合は所有者等に通知します。